



移住支援制度

【令和4年度版】

都城市移住・定住サポートセンター

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 都城市役所4階 総合政策課内
TEL 0986-23-2542
mail sousei@city.miyakonojo.miyazaki.jp



(注意！) 移住に係る支援金は、本人だけでなく同一世帯の方も重複して交付されません。
また、移住支援制度の内容は、変更となる場合があります。

令和4年度で
終了します。

移住支援給付金

宮崎県外からの移住者の方必見！

ひなた暮らし実現 応援事業費給付金

対象者

- 都城市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近の1年以上県外に在住し県外事業所に雇用保険被保険者又は個人事業主等として通勤していた方。
※東京23区に直前の10年間のうち通算5年以上かつ直近の1年以上在住の方は、通勤要件は不要です。
- 転入後3か月以上1年以内の方
- 本市に5年以上居住する意思を有している方
- 下記①～⑧のいずれかに該当している方
 - ① 「ふるさと宮崎人材バンク」登録企業の移住支援金対象求人に応募し、週20時間勤務の以上の無期雇用契約で新規に就職され、3か月以上在職し、かつ5年以上継続して勤務する意思を有している方
 - ② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して新規に週20時間以上勤務の無期雇用契約で就業した方
 - ③ 県起業支援事業の交付決定を受けている方
 - ④ 県または本市の人材確保支援策を活用して農林漁業または医療福祉事業等の個人経営事業所に就職し、3か月以上在職している方
 - ⑤ 商工会等の支援を受けて起業し、その代表となる方
※起業する事業は、「地域におけるサービスの供給が十分ではなく、地域住民から必要とされている事業であること」など、他に要件があります。
 - ⑥ 県または本市の人材確保支援策を活用して、自営での農林漁業に就業した方
 - ⑦ 個人事業等を承継し、その代表となる方
 - ⑧ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市に移住し、テレワークで移住前での業務を継続して行う方



<注意>

補助金の申請日から3年未満に転出した場合又は1年以内に辞職した場合は、全額返還、3年以上5年以内に転出した場合は半額返還となります。

<申請期限>

申請期限：転入日から起算して1年以内又は令和5年3月20日のいずれか早い期日までに申請する必要があります。

支援額 100万円/1世帯 (単身者60万円)

※「世帯」で申請する場合は、転入前と転入後で2人以上同一の世帯員が必要です。
※定員に達した場合、申請受付を終了することがあります。
※申請期限を満たすためには、**令和4年12月20日までに転入・就業をしている必要があります。**

転職応援補助金

都城圏域外からの移住者の方必見！！

対象者 ※都城圏域 (都城市、三股町、曾於市、志布志市)

- 都城市の移住相談窓口等を利用し転入してきた方
- 本市に3年以上定住する意思を有している方
- 転入前に2年以上継続して都城市・三股町・曾於市・志布志市以外に居住し、かつ本市以外の事業所を転入前1年以内に離職された方
- 転入後9か月以内※に本市内の事業所など※に正社員※として就職した方で補助金申請日に正社員として継続雇用されている方
※令和3年3月31日までに転入してきた方については、転入後90日以内
※市外に本店を置く法人は勤務地が市内事業所限定
※正社員とは、就労時間が週20時間以上の無期雇用者をいいます。

支援額



引越代金の1/2
上限40万円



家賃の1/2(12ヶ月分)
上限60万円

最大100万円

<申請期限>

引越：市内の事業所に転職した日から120日以内
家賃：本市に転入した日の翌月の1年後の30日間
例) R3.4.15転入
→ R4.5.1～5.30が申請期間

※就職先から引越・家賃等の補助がある場合は、補助対象経費から控除します。

支援制度についての詳細は、移住・定住サポートセンターにお問い合わせください。

(注意！) 移住に係る支援金は、本人だけでなく同一世帯の方も重複して交付されません。
また、移住支援制度の内容は、変更となる場合があります。

未来の人材確保に向けた 奨学金返還支援事業



<申請期限>

- ・転入後1年以内
- ・大学等卒業時に本市に住
民登録を有していた者は
大学等卒業後1年以内

【支援方法】

返還した翌年度に、返還し
た額の1/2を支援します。

奨学金の返還を支援！！

対象者

- 高校卒業時に本人又はその法定代理人が市内に居住していた方
 - 大学等卒業後に本市に住民登録を有している方
 - 大学等在学中に奨学金を借り入れ、返還中または返還予定の方
 - 補助金の交付申請日において、大学等を卒業した日の翌日から5年を経過して
いないこと
 - 下記①～③のいずれかに、令和3年4月1日以後に正規雇用の従業員等として
就職し、現に就労していること
 - ① 本市に本店のある事業所
 - ② 都城市企業立地促進条例に規定する指定事業者が設置した事業所
 - ③ 本市外に本店があり、この補助金の交付の申請をしようとする者との雇用
契約において、勤務地条件を本市のみとする事業所
- ※正規雇用とは、就労時間が週20時間以上の無期雇用者をいいます。

支援額 **年間最大10万円（返還額の1/2）**

支援期間

○奨学金返還終了まで。ただし、下の表の限度額に達した場合は、その時点まで。

奨学金の貸与を受けた年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
限度額	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円	180万円

お試し滞在制度



<注意>

お試し滞在制度をご利用
いただくときは、当市に滞在
する初日から申請日までの
間で、移住・定住サポ
ートセンターの担当者に移住相
談(オンラインを含む。)をし
ていただく必要があります。
相談の日程等について、あ
らかじめご連絡ください。

仕事・住居探し等で都城市を訪れる方へ

対象者

- 市外に住所がある方
- お試し滞在制度を利用する前に移住相談登録をした方
- 都城市に移住・定住する意思があり、次のいずれかの活動のために本市を訪
れる方
- ① 住居または仕事探し
- ② 市内で実施されている体験活動等
- ③ 就農を目的とした視察及び体験活動
- ④ 市の文化、歴史や風土を知るための活動

支援対象

- 市内の宿泊施設における宿泊費の2分の1
- お試し滞在に必要なレンタカーの借り上げ料(燃料費は除く。)の2分の1

支援額

宿泊費補助：1泊当たり最大3,000円/人
レンタカー補助：24時間当たり最大2,500円

- 宿泊費補助は、**通算10泊分**までご利用いただけます。
- レンタカー補助は、**通算264時間分**までご利用いただけます。

支援制度についての詳細は、移住・定住サポートセンターにお問い合わせください。

あなたの就職・転職をサポートします！

都城市では、無料職業紹介事業により、移住・定住を目的とした就職活動をサポートしています。

無料職業紹介事業

求人情報の紹介や企業情報などの情報提供、さらに、履歴書の書き方などをサポート

【対象者】

都城市に移住・定住を考えている方

【利用方法】

1. 都城市移住・定住支援サイトの雇用相談登録フォームから雇用相談登録をしてください。
2. 雇用コーディネーターが登録されたメールアドレス宛にご希望に沿った求人情報をお知らせします。
3. お送りした求人情報の中に、気になる企業や求人情報があった場合は、雇用コーディネーターにご相談ください。



(雇用相談登録フォーム)

ペーパードライバーの方もお安心ください！

移住者運転技術向上応援事業

運転に不慣れな移住者の方に、市内の自動車教習所でペーパードライバー講習を受けた際の講習費用に対して補助

【対象者】 次の要件を全て満たす方

1. 転入前に都城市で移住相談登録を行った方
2. 令和3年4月1日以降に転入した方
3. 転入してから1年以内に、市内自動車教習所でペーパードライバー講習を受講した方

【補助額】

ペーパードライバー講習に要した費用の2分の1 (2回分まで)

